

輸入食品等の現状

1. はじめに

我が国は、戦後の物資欠乏の時代から世界有数の富める国へと、わずか50年で到達し、食生活においては、数多くの食品が豊富に流通し、日本に居ながらにして世界各国で生産される食品の入手が可能となっている。

食品は、日常生活を支える「衣食住」の三要素のひとつとして、人間の生活にとって必要不可欠なものであり、安全な食品が安定的に供給されることが国民生活、社会・経済の基盤となっている。

我々の豊かな食生活について食料需給の観点からみると、その多くを外国に依存しており、輸入食品に関わる者は国民生活、社会・経済の基盤の維持に大きな責任を担っていると言っても過言ではない。

食品の安全を確保するには、国、事業者及び消費者がそれぞれ適切な対応をとることが必要であり、輸入食品に関しては、国は輸入の都度の届出を輸入者に義務づけ、食品衛生法への適合性の確認や食品衛生上の問題が発生した際の監視強化等を行っている。

国や事業者が輸入食品の安全確保に努める一方、諸外国で食品衛生上の問題が発生することなどによって、消費者は、輸入食品の安全性に関し漠然とした不安を抱いている。

2. 食料需給状況

日常摂取する食品のうち、どの程度外国産のものを食しているか正確な数値はないが、農林水産省が発表した平成27年度食料需給表のうち、食用農産物等の自給率をみると多くを海外に依存している。(表1)

3. 食品等輸入の現状

食品衛生法に基づき輸入届出された食品等の届出件数・重量の年別推移はⅧ章 図1のとおりで、輸入重量は平成3年までは毎年2,200～2,300万トンであったが、以降若干上昇し、近年3,000万トンを超えて推移している。平成27年度の輸入重量は約3,190万トンであり、届出件数は約225万件とここ10年で約1.2倍になっている。

平成27年度の品目分類別届出件数・重量及び地域別届出件数・重量は表2及び表3のとおりである。

4. 諸外国で発生している食品衛生上の問題

安全な食品を輸入するためには、諸外国で発生している食品衛生上の問題に注意を払い、それらの情報をいち早く把握することが重要である。

以下に近年起きた食品衛生上の問題についての主な事例を紹介する。

1985年(昭和60年)

- ・一部のヨーロッパ諸国において、ワインに不凍液(ジエチレングリコール)が混入する事件があり、監視強化を行った。

1986年(昭和61年)

- ・旧ソ連において、原子力発電所事故による放射能汚染が発生し、ヨーロッパ地域からの農畜産食品について監視強化を行った。対象品については検査実績等から随時見直しを行っている。(最終改正:平成27年)

1987年(昭和62年)

- ・輸出国側から未殺菌乳を原料としたチーズがリステリア菌に汚染されているとの情報提供があり、軟質系ナチュラルチーズの監視強化を行った。輸入時の検査にて検出した事例もあり、現在は検査命令の対象としている。

1989年(平成元年)

- ・米国に輸出されたチリ産ブドウに意図的にシアン化合物が混入された事件があった。輸出国における監視強化等を鑑み、現在は特段の対応を行っていない。

1996年(平成8年)

- ・英国において、牛海綿状脳症(BSE)が発生し、欧州委員会がEU加盟国に対する輸出禁止措置を行ったことを受け、輸入自粛措置を行った。

1997年(平成9年)

- ・米国において、グアテマラ産ベリー類果実のサイクロスポラ汚染に起因して健康被害が発生し、輸入禁止措置がとられたことを受け、監視強化を行った。

1998年(平成10年)

- ・デンマークにおいて、タイ産ベビーコーンの赤痢汚染に起因して健康被害が発生しているとの情報を受け、監視強化を行った。
- ・インドにおいて、食用不適の油脂(マスタードオイル)の喫食により、死亡例を含む重篤な健康被害が発生しているとの情報を受け、監視強化を行った。

1999年(平成11年)

- ・ベルギーにおいて、食肉等が飼料を通じてダイオキシンに汚染されたとの情報を受け、監視強化を行った。

2000年(平成12年)

- ・韓国より輸入される養殖ひらめについてモニタリング検査を実施したところ、基準値を超えるオキシテトラサイクリンが検出されたことから、輸入時の監視強化を行った。
- ・国内にて市販されていた米国産を原料とするトウモロコシ加工品に安全性未審査の遺伝子組換えトウモロコシ「スターリンク」が混入していたことを受け、プロトコールに基づく措置等監視強化を行った。

2001年(平成13年)

- ・欧州において、BSE発生が増加していることを受けて、当該疾病にかかり、又はその疑いがある獣畜の肉、臓器等の販売・輸入を禁止した。
- ・遺伝子組換え食品の安全性審査が法的に義務化され、安全性審査を受け承認を受けていない遺伝子組み換え食品の販売・輸入が禁止された。

2002年(平成14年)

- ・中国産冷凍ほうれんそうにおいて残留農薬違反が続発していることを受けて、輸入時の監視強化(輸入自粛措置)を行った。
- ・中国産ダイエット食品に医薬品成分が含有していたことに起因して健康被害が多発していることを受け、規制強化を行った。

2003年(平成15年)

- ・中国産養殖鰻加工品から抗菌性物質であるエンロフロキシシンが検出したことを受け、監視強化を行った。
- ・米国、カナダでのBSE発生を受け、米国産、カナダ産牛肉等の輸入を禁止した。
- ・中国産・台湾産などの加工食品からサイクラミン酸が検出されたことを受け、監視強化を行った。

2004年(平成16年)

- ・中国産冷凍ほうれんそうについて、中国において新たな農薬残留防止対策が講じられたことから、中国政府が認めた27加工企業の冷凍ほうれんそうについて、輸入自粛を解除した。
- ・食品安全委員会プリオン専門調査会において、BSE国内対策に関する科学的評価・検証結果がとりまとめられた。

2005年(平成17年)

- ・食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度に係る一律基準、対象外物質、新たな残留基準に関する告示等を公布した。
- ・米国及びカナダ産牛肉の輸入を再開した。

2006年(平成18年)

- ・ポジティブリスト制度の施行を踏まえた輸入時の検査項目を拡充した。
- ・輸出国における衛生対策の適正化の推進のため、残留農薬等に係る法第11条違反の事例が多い輸出国を中心に衛生対策を求めた。
- ・BSE等に係る輸出国の衛生管理について、現地調査を実施した。

2007年(平成19年)

- ・米国から輸入される牛肉等について、全箱開梱による検査から、施設の区分毎に規定された検査頻度及び開梱数による検査に移行した。

2008年(平成20年)

- ・中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒の発生を受け、監視強化を行った。
- ・輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)を制定した。
- ・中国において、牛乳にメラミンが混入しているとの情報を受け、監視強化を行った。

2009年(平成21年)

- ・米国において、米国産ピーナッツバター及びピーナッツペースト等を原因とするサルモネラ症が広域に発生したことを受け、監視強化を行った。

2010年(平成22年)

- ・アルゼンチン産ワインよりナタマイシンが検出され回収が行われているとの情報を受け、監視強化を行った。
- ・ドイツにおいて、飼料原料にダイオキシンが混入し、汚染の疑いがある鶏卵の回収、鶏及び豚の殺処分等の措置がとられているとの情報を受け、ドイツから鶏卵等の輸入を行っている事業者に対し、輸入品と回収対象品との関連について調査を行った。

2011年(平成23年)

- ・ベトナム産米加工品より遺伝子組み換え食品が検出されたことを受け、監視強化を行った。
- ・東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に対応し、当分の間、原子力安全委員会により示された指標値を暫定基準値とし、これを上回る放射性物質を含む食品が供されることのないよう対応することとした。(国内事例であるが輸入食品監視にも影響が及ぶこととなった)
- ・韓国産養殖ひらめを原因とするクドアによる食中毒事例が発生したことを受け、監視強化を行った。

2012年(平成24年)

・2011年の福島第一原子力発電所事故に対応し、食品から許容することができる放射性セシウムの線量を年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げ、食品中の放射性物質の規格基準を、従来の暫定基準値よりもより厳しい基準値(一般食品で100Bq/Kg)とした。これにより旧ソ連原子力発電所事故に係る輸入食品の監視指導の通知についても、新基準に基づき改訂となった。

2013年(平成25年)

・食品安全委員会の食品健康影響評価を受け、BSE発生国等から輸入される牛肉の取扱いが見直され、米国、カナダから輸入可能な月齢が20か月齢以下から30か月齢以下へと引き上げられ、アイルランド(30か月齢以下)、オランダ(12か月齢以下)及びフランス(30か月齢以下)からの輸入が可能となった。

また、特定危険部位が扁桃及び回腸遠位部へと変更となった。

2014年(平成26年)

・食品安全委員会の食品健康影響評価を受け、BSE発生国等から輸入される牛肉の取扱いが見直され、ポーランド(30か月齢以下)からの輸入が可能となった。

・米国産乾燥大麦若葉粉末に放射線照射が行われていることが確認されたことから、監視強化を行った。

・デンマーク政府より、豚の尿からホルモン剤(ジエチルスチルベストロール)が検出されたため回収が行われているとの情報を受け、監視強化を行った。

2015年(平成27年)

・中国産米加工品より遺伝子組み換え食品が検出されたことを受け、監視強化を行った。

・ベトナム産パイナップル加工品より遺伝子組み換え食品が検出されたことを受け、監視強化を行った。

・ノルウェーでのBSE発生を受け、ノルウェー産牛肉等(加工品含む。)の輸入を禁止した。

・食品安全委員会の食品健康影響評価を受け、BSE発生国等から輸入される牛肉の取扱いが見直され、オランダ、ブラジル(30か月齢以下)からの輸入が可能となった。

・食品安全委員会の食品健康影響評価を受け、BSE発生国等から輸入される牛の皮及び骨を原材料とするゼラチン及びコラーゲン並びにこれらを含む加工品の輸入が可能となった。

また、牛の皮及び骨については、食品安全委員会における評価済み国から輸入されるものであって、必要事項が確認でき、全量国内でゼラチン及びコラーゲンの原材料とされることなどの確認できるものについて輸入が可能となった。

2016年(平成28年)

- ・食品安全委員会の食品健康影響評価を受け、BSE発生国等から輸入される牛肉の取扱いが見直され、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、イタリア、スイス及びリヒテンシュタイン公国(30か月齢以下)からの対日輸出条件を満たす牛肉等について輸入が可能となった。
- ・イタリア国内においてオリーブに硫酸銅が不正使用されたとの情報をうけ、オリーブ漬物については、一部製造者を除き、監視強化を行った。
- ・フィンランド、ベラルーシ及びロシア原産の乾燥ベリー類粉末から基準値を超える放射性物質が検出されたこと、またウクライナ原産の冷凍ブルーベリーより基準値を超える放射性物質が検出されたことを受け、監視強化を行った。

○ 食料自給率の推移

(単位：%)

		昭和 40年度	50	60	平成 7年度	17	20	21	22	23	24	25	26	27 (概算)	
品 目 別 自 給 率	米	95	110	107	104	95	95	95	97	96	96	96	97	98	
	うち主食用					100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	小麦	28	4	14	7	14	14	11	9	11	12	12	13	15	
	大麦・はだか麦	73	10	15	8	8	11	8	8	8	8	9	9	9	
	いも類	100	99	96	87	81	81	78	76	75	75	76	78	76	
	かんしょ	100	100	100	100	93	96	94	93	93	93	93	94	94	
	ばれいしょ	100	99	95	83	77	76	73	71	70	71	71	73	71	
	豆類	25	9	8	5	7	9	8	8	9	10	9	10	9	
	大豆	11	4	5	2	5	6	6	6	7	8	7	7	7	
	野菜	100	99	95	85	79	82	83	81	79	78	79	79	80	
	果実	90	84	77	49	41	41	42	38	38	38	40	42	40	
	みかん	109	102	106	102	103	99	101	95	105	103	103	104	100	
	りんご	102	100	97	62	52	54	58	58	52	55	55	56	59	
	肉類(鯨肉を除く)	90 (42)	77 (16)	81 (13)	57 (8)	54 (8)	56 (8)	57 (7)	56 (7)	54 (8)	55 (8)	55 (8)	55 (8)	55 (9)	54 (9)
	牛肉	95 (84)	81 (43)	72 (28)	39 (11)	43 (12)	44 (12)	43 (11)	42 (11)	40 (10)	42 (11)	41 (11)	41 (11)	42 (12)	40 (11)
	豚肉	100 (31)	86 (12)	86 (9)	62 (7)	50 (6)	52 (6)	55 (6)	53 (6)	52 (6)	53 (6)	54 (6)	54 (6)	51 (7)	51 (7)
	鶏肉	97 (30)	97 (13)	92 (10)	69 (7)	67 (8)	70 (8)	70 (7)	68 (7)	66 (8)	66 (8)	66 (8)	66 (8)	67 (9)	66 (9)
	鶏卵	100 (31)	97 (13)	98 (10)	96 (10)	94 (11)	96 (10)	96 (10)	96 (10)	95 (11)	95 (11)	95 (11)	95 (11)	95 (13)	96 (13)
	牛乳・乳製品	86 (63)	81 (44)	85 (43)	72 (32)	68 (29)	70 (30)	71 (30)	67 (28)	65 (28)	65 (27)	64 (27)	63 (27)	63 (27)	62 (27)
	魚介類	100	99	93	57	51	53	53	55	52	52	55	55	55	54
	うち食用	110	100	86	59	57	62	62	62	58	57	60	60	60	59
海藻類	88	86	74	68	65	71	72	70	62	68	69	67	70		
砂糖類	31	15	33	31	34	38	33	26	26	28	29	31	33		
油脂類	31	23	32	15	13	13	14	13	13	13	13	13	12		
きのこ類	115	110	102	78	79	86	87	86	87	86	87	88	88		
飼料用を含む 穀物全体の自給率	62	40	31	30	28	28	26	27	28	27	28	29	29		
主食用穀物自給率	80	69	69	65	61	61	58	59	59	59	59	60	60		
供給熱量ベースの 総合食料自給率	73	54	53	43	40	41	40	39	39	39	39	39	39		
生産額ベースの 総合食料自給率	86	83	82	74	69	65	70	69	67	67	65	64	66		
飼料自給率	55	34	27	26	25	26	25	25	26	26	26	27	28		

(注1) 米については、国内生産と国産米在庫の取崩しで国内需要に対応している実態を踏まえ、平成10年度から国内生産量に国産米在庫取崩し量を加えた数量を用いて、次式により品目別自給率、穀物自給率及び主食用穀物自給率を算出している。

$$\text{自給率} = \frac{\text{国産供給量 (国内生産量 + 国産米在庫取崩し量)}}{\text{国内消費仕向量}} \times 100 \text{ (重量ベース)}$$
 なお、国産米在庫取崩し量は、20年度が▲366千トン、21年度が▲148千トン、22年度が150千トン、23年度が224千トン、24年度が▲371千トン、25年度が▲244千トン、26年度が126千トン、27年度が261千トンである。

また、飼料用の政府売却がある場合は、国産供給量及び国内消費仕向量から飼料用政府売却数量を除いて算出している。

(注2) 品目別自給率、穀物自給率及び主食用穀物自給率の算出は次式による。

$$\text{自給率} = \frac{\text{国内生産量}}{\text{国内消費仕向量}} \times 100 \text{ (重量ベース)}$$

(注3) 供給熱量ベースの総合食料自給率の算出は次式による。ただし、畜産物については、飼料自給率を考慮して算出している。

$$\text{自給率} = \frac{\text{国産供給熱量}}{\text{国内総供給熱量}} \times 100 \text{ (供給熱量ベース)}$$

(注4) 生産額ベースの総合食料自給率の算出は次式による。ただし、畜産物及び加工食品については、輸入飼料及び輸入食品原料の額を国内生産額から控除して算出している。

$$\text{自給率} = \frac{\text{食料の国内生産額}}{\text{食料の国内消費仕向額}} \times 100 \text{ (生産額ベース)}$$

(注5) 飼料自給率については、TDN(可消化養分総量)に換算した数量を用いて算出している。

(注6) 肉類(鯨肉を除く)、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳・乳製品の()については、飼料自給率を考慮した値である。

表2 食品分類別の届出・検査・違反状況(平成27年度)

品目分類名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数(件)	重量(ト)	件数(件)	重量(ト)	件数(件)	重量(ト)
畜産食品	177,311	2,213,210	4,803	29,880	7	4
畜産加工食品	163,817	1,071,174	16,455	83,070	43	96
水産食品	100,825	1,016,695	9,304	97,907	19	241
水産加工食品	195,119	1,207,660	36,135	206,078	153	693
農産食品	182,915	18,341,541	37,188	4,816,962	299	18,547
農産加工食品	330,937	3,185,539	43,449	453,858	167	624
その他の食料品	192,056	1,702,681	21,422	63,866	103	1,674
飲料	241,657	1,568,445	7,638	59,603	19	62
食品添加物	53,707	720,914	1,909	23,956	16	88
器具	502,931	717,460	14,458	2,129	30	11
容器包装	20,312	94,984	574	584	1	0
おもちゃ	93,432	59,779	2,332	167	1	0
合計	2,255,019	31,900,082	195,667	5,838,060	858	22,040

表3 生産・製造国別の届出・検査・違反状況(平成27年度)

国名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数(件)	重量(トン)	件数(件)	重量(トン)	件数(件)	重量(トン)
アジア州(ロシア領を含まない)	1,214,691	8,674,091	122,145	1,260,329	481	5,442
欧州(ロシア領アジアを含む)	580,063	2,066,630	38,999	96,124	121	161
北米州(ハワイを含む)	287,634	15,990,555	24,479	4,051,602	102	9,900
南米州	71,610	2,035,062	4,714	111,207	101	1,400
アフリカ州	13,111	368,309	2,012	178,561	41	5,084
太平洋州(ハワイを含まない)	87,910	2,765,436	3,318	140,237	12	53
合計	2,255,019	31,900,083	195,667	5,838,060	858	22,040